

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年4月号 | No. 04/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 世界知的財産の日 2024年4月26日 – リマインダ

PCT ニュースレター 2024年1月号でお知らせした通り、「[世界知的財産の日](#)」 ([World IP Day](#)) が2024年4月26日に開催されます。今年のテーマは「知財とSDGs—イノベーションと創造力で築く地球の未来」として掲げ、知的財産 (IP) がいかにしてより良い地球の構築と[国連の持続可能な開発目標](#) (SDGs) を達成すべく支援しているのかを探索します。



「世界知的財産の日」記念イベントを広報するため、開催予定の記念イベントの詳細を [World IP Day events](#) ページにてご登録下さい。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2024/events-calendar.html>

また、「世界知的財産の日」特設チェンジメーカーギャラリーには是非ご自身の紹介内容をご記入いただくか、同僚の方やご友人を推薦して下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/wipd-2024-gallery>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

「ピープルズ・チョイス賞」の受賞作品を決めるオンライン公開投票にも是非ご参加下さい。

<https://wipo-wipd-2024-video-competition.wipo.int/entry/vote/Eoeekmdd>

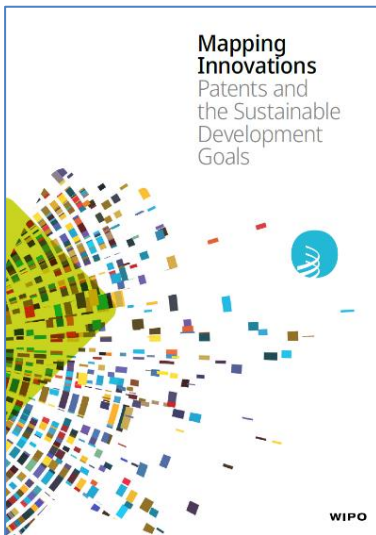
SDGs 関連の PCT 出願の推移のグラフは、以下のリンクに掲載されています。

<https://public.flourish.studio/visualisation/17033752/>

PCT と SDGs に関する詳細 (公開された PCT 出願のうち、特定の SDGs に関連する代表的な出願例を幾つか紹介) は、以下のリンクをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/pct-sdg.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)



### WIPO の新報告書「イノベーション・マッピング: 特許と SDGs」

「世界知的財産の日 2024」のテーマに合わせて、WIPO の新報告書「イノベーション・マッピング: 特許と SDGs」は、持続可能な開発目標 (SDGs) に照らしてマッピングされた特許の広範な分析を提供し、SDGs の達成に向けた特許の役割を強調しています。この網羅的なガイドは、イノベーションと持続可能性が絡み合う世界において進むべき道を照らす役割を果たしています。本報告書は以下からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/web/patent-analytics/mapping-innovations-patents-sustainable-development-goals>

### 公開スケジュールの変更

2024 年 5 月 9 日の公開

2024 年 5 月 9 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2024 年 5 月 10 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2024 年 4 月 23 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

### WIPO 標準 ST.26 の更新版

PCT 実施細則 附属書 C 第 5 項に従い、また、第 11 回 WIPO 標準委員会による WIPO 標準 ST.26 のバージョン 1.7 の採択を受けて (文書 CWS/11/3、文書 CWS/11/27 のパラグラフ 49 と 50 参照)、WIPO 事務局長は、2024 年 7 月 1 日以降の国際出願について新バージョンを適用することを決定しました。2024 年 7 月 1 日より前になされる出願に関して出願後に提出される配列表については、バージョン 1.6 か 1.7 のいずれかを使用することができます。

実際にはバージョン 1.6 と 1.7 の相違点は編集に関するものであり、WIPO Sequence はバージョン 1.6 と 1.7 の両方に準拠していることから、出願人は引き続き WIPO Sequence を使用して配列表をご作成いただけます。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-26-01.pdf>

### WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO 手数料移転サービスに “participating Office” (参加庁) として参加できるようになりました。当サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます (詳細は [https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=436911](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911) から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

国際事務局 (IB) は、参加庁となる旨や参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、2024 年 4 月 11 日付の公示 (PCT 公報) (77 ページから) に掲載しました。

[https://www.wipo.int/pct/en/docs/official\\_notices/officialnotices.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/docs/official_notices/officialnotices.pdf)

### 国際出願の電子出願及び処理

#### 米国: EFS-Web の廃止

受理官庁としての米国特許商標庁は、2023 年 11 月 16 日以後、EFS-Web を利用した電子形式による国際出願の提出を受理していない旨を国際事務局に通知しました。出願人の方々は、国際出願の提出や管理には引き続き Patent Center をご利用下さい。

### ePCT 最新情報

ePCT システムの新バージョンが 2024 年 4 月 15 日から利用開始されました。出願人向け、受理官庁、指定官庁や国際機関向け ePCT の新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1710>

<https://www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq>

主な新機能の概要は、以下の通りです。

#### 出願人向け ePCT 最新機能

- PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を要請した後のアクセス権の管理は今後、出願人自身が行うことになりました。詳細は、今月号の実務アドバイスと新しい ePCT ビデオチュートリアル “Manage Access Rights following a Rule 92bis change request” を

<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/suspended-access-rights-2024-02-26-720p.mp4> からご利用下さい。

- 署名要件: 共通の代表者、みなし共通の代表者（願書に最初に記載されている出願人で、国籍や居所に従い受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人）や選任された代理人（第 I 章）のみが、出願後の多くの ePCT オンラインアクションの署名者として選択可能です。

署名セクションにおいて、「署名者」ドロップダウンリストには、出願人、代理人（第 I 章）や共通の代表者が引き続き表示されますが、署名権限者のみが選択可能となります。署名権限のない者も表示されますが、氏名と肩書の横に “[not authorized to sign]” 「署名権限なし」と表示され選択はできません。

- 出願人（法人）又は代理人（法人）に代わって署名する権限を確認する新しいチェックボックスにチェックする必要があります。この新機能は、出願後に IB に提出される ePCT オンラインアクションの多くに関連するものです。

選択された署名者が出願人（法人）又は代理人（法人）である場合の署名者の “capacity” 「肩書」欄が、前述した出願人（法人）又は代理人（法人）に代わって署名する権限を確認する必須チェックボックスに置き換えられました。RO/IB に対する ePCT 出願については、出願人（法人）が署名する権限を確認するチェックボックスはすでに存在していましたが、この機能が代理人（法人）についても追加されました。

- RO/US に対して出願する場合には、代理人は自然人でなければなりません。選択された受理官庁が RO/US である場合、追加される代理人は自然人でなければならず、法人オプションは選択できないようになりました。
- ビジネス・コンティニュイティ・サービス (BCS) を利用した出願では、出願前に受理官庁を RO/IB に変更して下さい。BCS で出願を作成する際、別の受理官庁が選択されていた場合であっても、選択受理官庁を RO/IB に変更することが可能になりました。
- “View document as it will be rendered at the IB” 「IB による処理後の書類の出力状態を確認」機能の名称が、意図を明確にするため “Preview rendering of document after submission” 「出力状態のプレビュー」へ変更されました。ボタンやリンクの機能に変更はありません。

## 官庁向け ePCT 最新機能

新バージョンの ePCT では、以下の機能が改良されました。

- RO:
  - IA (国際出願) の書類セクションから、様式 PCT/RO/123 と PCT/RO/136 に書類を添付できるようになりました
  - 様式 PCT/RO/158 と PCT/RO/159 を生成するための新しい ePCT アクションを追加
- ISA:
  - 様式 PCT/ISA/237 への引用文献データのインポート
  - 様式 PCT/ISA/212 の下書き保存

- 新しいタスク “Start international search” 「国際調査を開始」を追加
- 様式 PCT/ISA/237 への E と P カテゴリー特許文献の自動追加
- 様式 PCT/ISA/237 の V 欄に “NONE” 「該当なし」チェックボックスを追加
- 様式 PCT/ISA/210 の IPC (訳者注: International Patent Classification (国際特許分類)) の書式を様式 PCT/ISA/237 の書式に合致

– ISA/IPEA:

- クレームのテキストを様式 PCT/ISA/237、PCT/IPEA/408、PCT/IPEA/409 にインポートする新機能を追加
- 簡易なフリーテキストフィールドを埋め込み型テキストエディタにアップグレード
- 単一性に関する新条項の追加

上述した改良に関する詳細は、官庁向け ePCT ユーザガイドと FAQs ページの What's New? セクションをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq?selected=0>

これまで通り、官庁の皆様からのご意見、ご要望は、PCT 国際協力部 (pcticd@wipo.int) までお寄せ下さい。

現行の ePCT システムに関するご質問は、“Contact Us” リンクから PCT 電子サービス・ヘルプデスク宛にお送り下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?UG=4&T=en&N=769>

## 例外的な閉庁日

### シンガポール知的財産庁

シンガポール知的財産庁は、当該官庁の電子出願システムのアップグレードのため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しない(閉庁する) 予定日を延長する旨を国際事務局に通知しました。追加日は、2024 年 5 月 2 日(木) から 13 日(月) までとなります(2024 年 5 月 1 日はすでに閉庁日として予定されていました)。

上記を受けて、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日(閉庁した日)に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁する後続の最初の就業日、この場合には 2024 年 5 月 14 日(火) に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

詳細は、IPOS ウェブサイトに掲載された情報をご参照下さい。

<https://www.ipos.gov.sg/news/updates/ViewDetails/circular--excluded-days-from-1-may->



2024-to-13-may-2024-for-business-under-ip-acts-and-rules/

## ePCT システムに発生した不通

PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、国際事務局 (IB) は下記の期間に ePCT システムに不通が発生したことを PCT ユーザの皆様にお知らせいたします。

2024 年 3 月 28 日午後 2 時 50 分から 4 時 40 分まで (中央ヨーロッパ時間)

この不通により PCT 規則に定められた期間を遵守できなかった出願人の方々は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2023 年 11 月 16 日付の公示 (PCT 公報) (217 ページ以下参照) に掲載された IB の通知において公表された適用状況に従っていることが条件となります。

## PCT アップデート

FI: フィンランド (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

IN: インド (手数料減額)

調査手数料 (エジプト特許庁、イスラエル特許庁)

2024 年 5 月 1 日から、イスラエル特許庁が実施する国際調査について、スイスフランで支払う換算額が変更になります。新料金は 964 スイスフランです。

また 2024 年 6 月 1 日から、エジプト特許庁が実施する国際調査について、スイスフラン、ユーロ、米国ドルで支払う換算額が変更になります。新料金は、76 スイスフラン、78 ユーロ、84 米国ドルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EG、IL) が更新されました)

## 偽の手数料支払請求に関する注意喚起

新たな偽の手数料請求書

PCT 出願人や代理人の方々が、WIPO 国際事務局 (IB) 以外の者から PCT 国際出願の手続とは関係のない手数料の支払いを求める通知を受領する事態について、PCT ニュースレターにおいて再三にわたって注意喚起を続けてきました。この度 “EPTP – European Patent & Trademark Protection” からの新たな偽の請求書が確認されました。本請求書や PCT ユーザの方々により WIPO が通報を受けた他の多くの請求書例の確認や、このような請求書に関する注意喚起情報は、以下のリンクをご参照下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](https://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 出願人や代理人の方々は、全ての PCT 出願は、IB によってのみ優先日から 18 か月後速やかに公開され (PCT 第 21 条(2)(a))、国際公開に際して別途の手数料は必要ない点にご注意下さい。また、国際公開による法的な効果は PCT 第 29 条に規定されている通りです。

PCT 出願人や代理人の方々でまだお済みでない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受領する可能性のある発明者の方々にも注意を促して下さい。なお、このような疑わしい請求書を受領した場合には、IB にご連絡下さい。

電話番号: (+41-22) 338 83 38

FAX: (+41-22) 338 83 39

電子メール: [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

また WIPO は、PCT 出願人、代理人や発明者 (PCT ユーザ) の方々に、政府機関又は消費者保護協会にご相談いただくよう推奨しています。苦情申立ての例文や「苦情受け付け政府機関又は消費者保護協会」の一覧は、上記ウェブページからご利用いただけます。

### PCT 出願人の手引の新しい掲載事項

PCT 回章 C. PCT 1659 を通じた官庁との協議を受け (<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/circulars/2023/1659.pdf>)、国際事務局は、PCT 出願人の手引の全般的な有用性や網羅性を高めることを目的として、今回章で言及されている新たな質問を同手引に掲載することをお知らせします。

国際事務局は、締約国である官庁からこれらの質問に対する回答を収集中であり、回答が得られ次第、同手引に掲載予定です。多くの官庁によりすでに提供された回答は、随時掲載されています。

特定国や官庁の詳細は、同 PCT 出願人の手引をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

### PCT 関連資料の最新/更新情報

#### 新しいウェビナー動画

#### ロシア語のウェビナー

#### 下記のロシア語のウェビナー動画

- PCT System: Filing an International Application via ePCT – Live Demonstration (2024 年 3 月 14 日配信)

とウェビナーで使用された資料は、アーカイブから利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

### 実務アドバイス

## 代理人変更後の ePCT におけるアクセス権の管理

Q: ある国際出願の代理を引き継ぐため、ePCT 経由で出願人からの委任状と共に PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請を提出予定です。ePCT でのアクセス権の管理手続が変更されたと聞きました。新しい代理人として、ePCT における出願へのアクセス権を取得するにはどうすればよいのでしょうか？

A: 理想的には、ePCT にて国際出願のアクセス権を持つ出願人や代理人に関する変更を行う場合には、「eOwner」の権限を持つ者が、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請を提出する前にアクセス権を変更することが推奨されます。こうすることで、代理人が変更される場合には、ePCT の eOwner のアクセス権を持った辞任する（又は解任された）代理人が、ePCT にて新しい代理人にアクセス権を付与することが可能となります。ただし、新しい代理人が高度な認証方法を用いた WIPO アカウントを保持しており、元の代理人とコネクションが成立していることが条件となります。これにより、ePCT システム経由で新規のオンラインアクセス権を申請する手間が省け、「アクション」として直接、代理人変更の要請を提出することができます。

手続の詳細については、以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=527>

しかしながら、上述した状況ではなく、元の代理人が ePCT における出願へのアクセス権を新しい代理人に与えておらず、且つ出願がまだ公開されていない場合には、ePCT の通常のアップロード機能を使い、PCT 規則 92 の 2 に基づく代理人の変更を要請する書簡を提出する必要があります。その際、新しい代理人の電子メールアドレスと（該当する場合には）新しい書類記号、そして新しい代理人を選任するために、願書の最初に記載された出願人か共通の代表者が署名した委任状を必ず添付して下さい（詳細は <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820> から “Upload Documents” 「ドキュメントアップロード」をご参照下さい）。なお、出願がすでに公開されている場合には、ePCT “Action” 「アクション」を利用して記録の代理人を変更することができます（手順は <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=854> に掲載されています）。

PCT 規則 92 の 2 の変更の要請が、アップロード機能又は代理人を変更するための「規則 92 の 2 に基づく変更届」アクションのいずれかを利用して国際事務局 (IB) に提出されると同時に、当該出願に対する ePCT オンラインアクセスは自動的に停止されます。以前は、PCT 規則 92 の 2 の変更後のユーザーアクセス権は IB により管理されていましたが、現在は IB の介入なしに出願人がアクセス権を削除したり回復させることができるようになりました。

IB が変更要請の処理を終えると、“Confirm ePCT access rights” 「ePCT アクセス権の確認」と題した新規のメール通知が新しい代理人に送信されます（変更の要請に電子メールアドレスを記載した場合）。この通知には、eOwner、eEditor や eViewer の既存のアクセス権全ての一覧が表示され、外部ページへのリンクも提供されており、新しい代理人はそのページからこれらのアクセス権を確認し、必要な削除を行わなければなりません。

外部ページ “Confirm ePCT access rights” 「ePCT アクセス権の確認」では、現在アクセス権を持つ者の氏名が表示され、“Access rights” 「アクセス権」へ進むと 2 つのオプションが提示されます。



- “Remove all access rights” 「アクセス権をすべて削除する」オプションでは、ePCT における現在のアクセス権全てを削除し、ePCT 経由で当該出願に対する（この実務アドバイスでは、新しい代理人による）新規アクセス権の申請が可能となります。
- “Keep current access rights” 「現在のアクセス権を維持する」オプションでは、一覧に表示された者のアクセス権を再び有効にします。

“I confirm the decision regarding access rights” 「アクセス権に関して上記の決定を確定します」をクリックすると同時に ePCT のアクセス権は更新され、当該出願に対する ePCT のアクセス権は回復されます。より詳細な情報については、ビデオチュートリアル “Manage access rights following a Rule 92bis change request” をご参照下さい。

<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/suspended-access-rights-2024-02-26-720p.mp4>

セキュリティ上の理由から、ePCT のアクセス権を確定するためのリンクは 7 日後に失効します。期限内にアクセス権の確定がなされなかった場合には、“Resend new link”（「新しいリンクを再送信する」）をクリックすることで、期限の満了したメール通知から新しいリンクを請求することができます。当該国際出願に対する ePCT のアクセスは、新しい代理人が ePCT にて既存のアクセス権を確定する又は拒否するまで、停止されたままとなります（詳細は <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=525> をご参照下さい）。

新しい代理人として様式 PCT/IB/306（記録の変更通知書）を受領し、関係する出願の既存のアクセス権を削除した場合には、アクセス権の申請を提出することができます。詳しい手順は以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1637>

ビデオチュートリアル “Request Access Rights after Filing” もご利用下さい。

<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/request-access-rights-after-filing-2023-01-23-720p.mp4>

IB により記録された新しい代理人のメールアドレスが、アクセス権を申請する際に使用される WIPO アカウントに関連付けられたメールアドレスと一致する場合には、アクセス権の申請はシステムにより自動的に承認されます。

出願がまだ公開されていない場合には、出願へのアクセス権を申請するプロセスの一環として、PCT 様式 IB/301 に記載されたコードが必要となります。この様式が利用できない場合には、以下のリンクから “I'm the new agent and I don't have access to the IB/301 code to request access rights before publication” をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=938>

なお、アクセス権の管理を容易にするため、必ず各出願につき常に 2 人の eOwners を持つことが重要です。

ePCT におけるアクセス権に関する詳細は、以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=693>

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=694>

以下の ePCT ビデオチュートリアルもご利用下さい。

[https://www.wipo.int/pct/en/epct/access\\_rights.html](https://www.wipo.int/pct/en/epct/access_rights.html)

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請の提出に関する詳細は、PCT ニュースレター 2012 年 2 月号と 3 月号の「実務アドバイス」と PCT 出願人の手引 国際段階 11.018 項から 11.022 項をご参照下さい。